

第 1 1 7 回 入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 1 1 7 回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成 22 年 1 月 19 日（火）18:00～18:31

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 実施要項（案）の審議

- 新宿御苑の維持管理業務（環境省）
- 大山隠岐国立公園大山寺及び柗水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務（環境省）

2. その他

3 閉 会

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査

（環境省）

自然環境局 鈴木局長

自然環境局総務課 田中課長、横山課長補佐、海老原国民公園専門官、新宿御苑管理事務所 築島所長、佐藤次長

自然環境局国立公園課 上杉課長、中山課長補佐、藤井課長補佐

（事務局）

佐久間事務局長、山西参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第117回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、環境省の「新宿御苑の維持管理業務」、「大山隠岐国立公園大山寺及び柘水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務」の実施要項（案）について審議を行います。

はじめに、「新宿御苑の維持管理業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、環境省自然環境局鈴木局長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について、御説明をいただきたいと思っております。

御説明は10分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○鈴木局長 どうもありがとうございます。

説明に先立ちまして、前回の委員会で、当省職員の発言で大変議事に御迷惑をかけたということで承知しておりまして、改めまして、この場をお借りして、ちょっとお詫びを申し上げます。

それでは、早速ですが、御説明に移らせていただきますが、新宿御苑の方は、この間御指摘いただいた点を変更した上で、パブリックコメントに出しまして、若干のコメントもいただいておりますので、そうしたコメントを含めた修正部分の御説明をさせていただきます。

○築島所長 それでは、私の方から説明させていただきます。

前回の御指摘でございますけれども、まず、1点目、温室管理業務につきまして、建設中の新温室につきまして、いつから業務の対象になるのかわからないと民間事業者の積算ができないということで、公開時期等を明確に記載する必要があるという御指摘がございまして、実施要項（案）3ページでございますけれども、完成時期、あるいはその建替えに伴って発生する温室関係の業務、移し替え等に伴って発生する業務は別でございましてといったような参考情報をまず追加させていただきました。

それから、2点目でございますけれども、廃棄物の処理につきまして、前回、再委託といったものはできませんよと、その辺は確認の上、修正をということがございまして。確認をさせていただいたところ、若干私どもで誤解もございまして、今回、修正をさせていただきます。

同じく3ページでございますけれども、一番下のところで、ごみの収集、分別といったところで、その後、処分を書いてあったのですが、これを除いております。契約を国と廃棄物処理を行う業者が直接締結しなくてはならないといったような見解もございまして、今回、改めて整理をいたしまして、支払等の事務手続については、国から、管理運営業務受託者に委託をします。ただ、契約そのものは、国と廃棄物の運搬業者の方で直接するといったことで修正をさせていただきます。

それから、3点目。消耗品の費用負担でございます。5ページでございます。

「消耗品等」でございますけれども、消耗品の調達業務につきましては、民間事業者の方が効率的にできるのではないかとということで御指摘がございました。

そもそも環境省の方で原則調達すると書いていたのですけれども、ちょっとそのところは修正いたしまして、原則民間事業者の負担と。一部につきましては、環境省の方で負担をすることに書き直しております。

それから、4つ目は、芝生の植生管理業務に係る業務の実績要件、実施要項（案）の8ページでございます。

もともとの案は、面積2ha以上の芝生があるような公園等の管理をやった実績があるところということを書いていたのですけれども、前回の御指摘で、必ずしも面積という形ではないのではないかとということで書き直しをさせていただいております。面積要件を設定しないで、自走式芝刈り機での芝生の植生管理業務の実績といったような形に直させていただいております。

あわせて、1年間通年の実績ということを書いていたのですけれども、丸々1年間ではなくても、分割した形でも、各月の実績があればいいといった形で整理をさせていただきました。

それから、5点目でございます。評価に関する要項の部分でございます。11ページでございます。

当初お示した案につきまして、民間事業者に期待する提案内容、環境省がどういったことを期待しているのかよくわからないのではないかとということで、新宿御苑の性質も踏まえた理念のある評価を行うことが可能になるような、そういった評価の方法をすべきではないかという御意見をいただきました。

私ども、そういった御意見を踏まえまして、再度、全面的に見直しをしまして、特に加点項目等でございますけれども、もともと私どもが申し上げておりました植生管理とか温室管理といった植物の管理を中心に比重を置いたような、そういったような配点の仕方に変えさせていただいております。

それから、6点目でございます。民間事業者に必要な情報の開示についてということでございます。

ここで御指摘いただいたのは、例えば民間競争入札の対象となる6業務に要している費用についてより詳細に示せないかというような御指摘がございました。

この御指摘に対して100%お答えし切れなかったというのがございますけれども、過去の入園者数の推移といったところが、関連資料集にございます。関連資料集の70ページでございますけれども、「2007年度月別入園者数」という形で月間の入園者数、あるいは土日・平日の別、それから、最大日・最小日といったような整理の資料を追加させていただいております。

それから、委託費の変動理由について把握しているものということでございますけれども、それをなるべく詳細にという御指摘がございました。

資料の別添13、131ページでございます。ここに幾つか私どもの方で分析をできたものについての記述を加えさせていただきました。

それから、119 ページでございます。「平成 20 年度のごみ処理量」を追加しております。

さらに、133 ページで「委託業務従事者数」、それから、「樹木刈込・樹木維持管理業務実績内訳」につきまして 135 ページで示しているところでございます。

こういった形で、できるだけこれまでの実績、価格の変動要因等について書かせていただいたというところがございます。

以上が、前回の御指摘を踏まえた修正でございます。

次に、一般からの意見公募をした結果でございますけれども、全部で 8 件の意見がございました。そのうちまず 2 件でございます。

これは、駐車場やレストラン等の有料施設も一体的にといったような趣旨の御意見でございました。

これにつきましては、今回の新宿御苑の維持管理業務が平成 20 年 12 月の閣議決定で固められた業務内容を対象としているといったことを説明したいと思います。

それから、次に、新宿御苑にかかわる管理運営業務全体について示していただいて、そのうちの部分が市場化テストの対象になっているのかを明確にといった趣旨の御意見がございました。

それにつきましては、関連資料集の 137 ページで、その業務についてお示しをしたところでございます。

それから、4 番目は、実施要項（案）の 8 ページでございます。こちらは、「業務の実績及び業務配置者に求める要件」で、「温室管理業務」でございます。温室管理業務に係る業務実績あるいは業務配置者に求める要件が、少し厳し過ぎると思われるといったような御意見でございました。

こちらにつきましては、前回も御説明をさせていただきましたけれども、この温室で私どもが栽培している植物が、歴史的に非常に価値の高いもの、あるいは絶滅の危機に瀕している、失敗が許されないような、そういった植物を多数有しておりますので、これは、この程度の要件は定めさせていただきたいということでお答えをしたいと思っております。

それから、次の 5 点目でございますが、これは資料をもっとという趣旨でございまして、工事数量の総括表を資料として御提示いただきたいと思いますといったような御意見でございました。

この内容につきましては、別添の 13、131 ページ、あるいは 133 ページの「委託業務従事者数」、あるいは 135 ページにおいて、実績を記載・掲示しておりますので、こういったことを参考にさせていただければと思っております。

それから、次に、肝心の新温室の概要が不明であるといったような御意見もございました。

これにつきましては、関連資料集の 109 ページで、参考資料 7-2 として、温室の概要といったものを示させていただいております。

次に、7 点目でございますけれども、今年度実施中の仕様書あるいは業務計画書も開示すべきといったような御意見でございましたが、この内容につきましては、実施要項（案）

あるいは別添6～11、71～127ページ、あるいは131ページ、133ページ、135ページと
いったところに記載しておりますので、そういったことで足りるのではないかと考えてお
ります。

最後は質問でございますので、割愛させていただきます。

こちらが一般からの意見に対する対応でございます。

若干補足させていただきたいのですけれども、実施要項(案)の2ページでございます。

「施設の運営状況」に、開園時間を書いているのですけれども、現行は9時～16時半、入
園は16時までとなっているのですが、この時間について、私ども、これは少し見直しを
する必要もあるかもしれないという問題意識を持っておりますので、若干補足のコメント
をさせていただきました。

それから、14ページでございます。「総合評価の方法」が真ん中にございますが、そこ
に(財務省と調整中のものであるため確定するものではない。)というコメントがあるのだ
ですが、これは調整が終わりましたので、削除をしていただければと思います。

以上、私どもからの説明を終わらせていただきたいと思います。よろしく願いいたし
ます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 前回の当委員会における指摘を踏まえまして修正された点については、お
おむねこれでよろしいのではないかと思います。

特に、民間事業者に期待する提案内容で、加点の部分が前回よりもかなりクリアなもの
になっていると思いますので、そういう意味では、事業に参加する方も、どういうことを
工夫すればいいかということが明確になったのではないかと思います。

あとは、パブコメのところで、1番と2番で、駐車場・レストラン等についても市場化
テストに入れるべきではないかという指摘がございまして。回答のところで、委員長見解
を引用しておりますが、委員会としては、この委員長見解に基づいて今後対応していくこ
とになろうと思います。

私からは、以上です。

○小林副主査 今、逢見副主査から指摘していただきましたとおり、前回の審議を経まし
て修正していただきまして、適切なものになったのではないかと考えておりますので、よ
ろしく願いいたしたいと思います。

事務局から、確認することはございますか。

○事務局 ございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、これまで2回審議を行って
まいりましたけれども、本日をもちまして委員会での審議はおおむね終了したものとして、
改めて小委員会を開催することはせず、実施要項(案)の取扱いや監理委員会への報告書
の作成については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○逢見副主査 はい。

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じたときには、事務局から各委員にお知らせして、適宜、意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきまして、事務局において整理をしていただき、委員にその結果を送付していただきます。

また、環境省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（環境省担当者入替え）

○小林副主査 それでは、続きまして、「大山隠岐国立公園大山寺及び柵水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務」の実施要項（案）の審議を行います。

引き続き、環境省自然環境局鈴木局長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○鈴木局長 御指摘いただいた点、修正した上、パブコメにかけましたけれども、パブコメから意見が出ておりませんので、今回、前回御指摘いただいたところの修正を御説明させていただきます。

○上杉課長 それでは、内容につきましては、私の方から説明をさせていただきます。

前回、何点か御指摘をいただいている点に沿いまして修正を行っておる点を中心に御説明をしたいと思います。

まず、1つ目の点でございますけれども、業務の概要に係る記述ということでございまして。本業務の目的とか、あるいは発注者側として、何を重視するのか、そういう点をもっと明確に記述するべきではないかという御指摘を受けております。

これにつきましては、1ページの下の方でございまして、「業務の目的」に、これを、全体を追加記述をしております。特に、これの第2パラグラフ、3行目辺りからでございますけれども、「特に、大山情報館における情報提供については」ということで、具体的にこの業務の中で重視している大山情報館での情報提供、あるいはその情報収集、そういうことについての記述を具体的に書いてございます。

また、これに関連いたしまして、4ページ「3. 対象業務の範囲と実施内容」の（1）（2）でございまして。情報館の管理運營業務につきましては、大山地区の到着・出発の拠点として、周辺地域の自然環境情報、あるいは登山道の状況等、可能な限りリアルタイムに把握し、利用者に対して、ニーズに応えつつ正確に情報提供をします。そのために必要

な情報については、関係機関やボランティアの協力のもとに収集するといったような具体的な記述をしておりますし、野営場につきましても、「野営場利用者に必要な物品の提供」等という具体的な業務内容を追加記述をさせていただいたところがございます。

それから、次に、サービスの要求水準、質の点でございます。これにつきましては、業務の内容を明確にすることに関連しまして、環境省サイドが重視している内容を、サービスの質として適切に記述をすべきではないかという御指摘、あるいは、アンケート結果を質の評価として提案をしておるわけでございますけれども、その満足度を、おおむ8割ということで前回提案をさせていただきましたけれども、8割という数字自体が根拠がないので、むしろ、徐々に水準を向上させるような、そういう設定方式があるのではないかと御指摘を受けております。

これにつきましては、同じ4ページの「5. 業務の実施に当たり確保されるべき質」というところがございます。「(1) 大山情報館管理運営業務」のところでは、別紙1に記載している業務を着実にやるという通常の業務に関することだけではなくて、2)として、利用者の視点において「清潔・安全な状態」を維持しているということ。この点についても、アンケートで「清潔・安全な状態ではない」といったような意見があった場合に、例えば清掃や点検の頻度を見直す等の対応を具体的に進めるような対応をとってほしいということ。あるいは、利用に必要な情報としまして、利用者の需要に応じて正確に情報を提供する必要があるということ。ここに関しまして、アンケートを行って、情報提供のあり方についても、常に改善を行っていったらどうかというような記述をしております。

それから、(2)の「野営場管理運営業務」でございますけれども、これにつきましては、通常の業務を確実に実施することに加えまして、「清潔・安全な状態を維持しているかどうか」。これもアンケートによって確認をして、「清潔・安全な状態ではない」という場合には、清掃や点検の頻度を見直す等の対応をすること、あるいは3)としまして「利用者に対して必要な物品を提供すること」。これにつきましては、アンケートの中で具体的に意見・要望を聞いた上で改善をしていくというふうな内容を記述をしたところがございます。

続きまして、具体的な利用アンケートの内容につきましても、記述内容の例示を直してございます。これは具体的には、6ページの一番上につきましては、大山情報館の利用者アンケートの項目として2つ挙げてございまして。先ほどちょっと説明したような中身でございますけれども、「清潔・安全な状態でない」と感じたようなところ、あるいは大山地区の訪問目的や来館目的、それから、情報館から発信する情報についての意見を具体的に求めるというようなこと。

野営場につきましては、同じように「清潔・安全な状態でない」と感じたところ、あるいは物品提供についての意見を聞くというふうなアンケートの内容について規定をいたしまして、後ろの方の42～43ページにアンケートの例示といたしまして、今申しましたような内容を具体的に記述をしていただくような形でのアンケート内容というふうに訂正をいたしましたところがございます。

それから、落札者決定に当たっての評価項目についても御指摘をいただいております。この技術点について、発注者側が重視するような内容を適切に設定していないのではないか、評価項目を整理して、重要度に応じた得点配分を行うべきではないか。あるいは、類似業務実績について、何を類似業務として評価するのかについてももう少し明確にした方がいいのではないかという御指摘を受けたところでございます。

これにつきましては、13 ページに「評価表及び得点配分表」がございます。これの「(2) 加点項目審査」の①②③につきまして、今回、業務として特に重視すべき点として記述を追加しました大山情報館の情報提供業務、あるいは大山情報館での情報の収集方法、野営場の利用者に提供する物品ということを具体的に書き記しまして。また、⑦番でございますけれども、類似業務につきましても、情報提供に関する業務について特にチェックをするという形に直してございます。

また、それぞれの加算点につきましても、項目の重要度に応じて配分点の見直しを行っておるということでございます。

それから、これに関連いたしまして、47 ページになりますけれども、これは従来の実施方法等に関する情報の提供の内容につきましても、5 番の「従来の実施方法等」のうちの「(4) 野営場での利用者への物品の提供について」具体的にこれまでに提供した物品の内容についても、追加情報として記述をしているということでございます。

以上が、前回の御指摘を受けまして、環境省の方で内容を訂正した点でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 前回説明を伺ったときに、ちょっと基本的な問題になりますけれども、業務の内容がよくわからなくて、大山情報館と言っても、一体どういう情報を提供しているのかということがよく理解できませんでした。したがって、その要求水準も、何を要求しているのがよくわからなかったということでしたが、今回、その点についてはかなり修正されて、業務の内容及び要求水準、サービスの質はかなりクリアになったのではないかと思います。

それから、落札者の評価項目についても、何をどう評価するのかということがかなり明らかになってきたと思いますので、おおむねこれでよろしいのではないかと思います。

ただ、パブコメが全くなかったということなので、地域的にあまり民間の業者がないという心配もちょっとあります。これをやってみて、競争性のある入札が確保できるのかどうかということがちょっと気になったのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○上杉課長 この業務を担当しております環境省の中国四国地方環境事務所のホームページで、調達情報等も当然そこに出すわけでございますが、同じトップページに、今回のパブコメのついてもお出ししております。たまたま意見の提出がなかったということだと思いますけれども、環境省としては、そういう意味ではできるだけわかりやすい形での周知に努めていきたいと思っております。

○逢見副主査 是非、これからも、周知方法に努めて、できるだけ競争性のある入札ができるように努力をお願いしたいと思います。

○小林副主査 今、逢見副主査が御指摘になったとおりでと思います。

前回の審議のときには、情報提供というところがよくわからなくて、その重要性を強調していただいたので、大変ブラッシュアップされたと思います。

今の競争性のところですけども、あまり収益的なところがない、情報提供、利用者の利便性を図るところが多いと思うんですね。

1つ、これは単なるコメントなんですけれども、こういう国立公園とかというところで、アメリカの例とかですと、どういう民間のNPOなどが例えば自然観察をするとか、あるいは自然保護をするとか、そういう関心の高い市民団体とかNPOとかが出てきているということがあるのであれば、そういうところとコラボレーションをして、共同しながら、国立公園の管理運営といいますか、自然保護とか、あるいは自然観察とか、いろいろなことをやっていく、それが国民にとっての便益に還元されると思うんですね。ですから、競争性を確保することは勿論大切なんですけども、そういった意味での共同を促進して、なるべくボランティアを活用するというようなことも含めて、いろいろな効率化とか、あるいは効果的な自然環境保護とか、情報提供というところに関心を持っていただくと、アメリカなどの場合ですと、そういうのが戦略的というようなことにつながって、1970年代ぐらいからそういうことが行われたということが研究報告でもありますので、そういう観点もお持ちになっていただくと、よりいいのではないかと考えております。

それでは、事務局から何か確認することはございますか。

○事務局 特にございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで2回の審議を行いました。本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○逢見副主査 はい。

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員の先生におかれましては、本日確認できなかったこと、質問できなかった事項がございましたら、事務局にお寄せいただきまして、事務局で整理をしていただき、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、環境省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようによろしくをお願いしたいと思います。

本日はありがとうございました。